

告 示

埼玉県告示第八百六十九号

測量計画機関である埼玉県飯能県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年七月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県飯能県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

鶴ヶ島市高倉地内

四 作業期間

令和六年六月十七日から令和六年十一月八日まで